

平成28年度地域の未来応援実践モデル事業委託要項

1 趣旨

本要項は、「アクティブシニアによる地域の未来応援事業」実施要綱に基づき、人口減少下における地域コミュニティの持続と活性化のため、シニア世代及びプレシニア世代の持つ知識、技術、経験を、学校支援、家庭教育支援、子どもの地域活動支援に生かすためのモデル事業を委託するにあたり、必要な事項を定めるものである。

※シニア世代とは退職後の概ね60歳以上の方を、プレシニア世代とは概ね45歳以上60歳未満の方を指す。

2 申請できる団体及び委託団体数

(1) 申請できる団体

構成員にシニア世代やプレシニア世代を含み、本事業の趣旨に沿って新規に学校支援、家庭教育支援、子どもの地域活動支援に係る事業を行う青森県内の団体とする。

また、複数の団体や有志により組織される実行委員会等による申請もできるものとする。

(2) 申請できない団体

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定められた暴力団または暴力団と密接な関係のある団体

営利を追求することを主目的とする会社その他の団体

(3) 委託団体数

平成28年度の委託団体数は18団体とするが、予算の範囲内で委託団体を追加することができるものとする。

3 委託対象となる事業

(1) 各団体の事業内容は、シニアの社会参加につながるモデルとなるものとする。

(2) 各団体は学校支援、家庭教育支援、子どもの地域活動支援につながる以下のような事業を行うものとする。

- ・町内会・老人会・婦人会・子ども会等地域コミュニティ内での活動に係る取組
- ・異世代間交流を促進する取組
- ・防犯・巡回・見守り等の地域住民の安全に係る取組
- ・学校教職員と連携した授業支援や教育環境の整備に係る取組
- ・食生活改善やスポーツ・レク等地域住民の健康づくりに係る取組
- ・地域の伝統芸能や文化を継承する取組
- ・自然体験学習や環境保護活動に係る取組
- ・家庭教育支援、子育て支援に係る取組 など

(3) 活動の対象に子どもを含むものとする。

(4) 各団体が既に実施している取組については対象外とする。

4 委託期間

委託期間は、5月31日(火)までに申請した団体については平成28年7月1日(金)から平成28年11月30日(水)までとする。また、7月15日(金)までに申請した団体については平成28年8月1日(月)から平成28年12月31日(土)までとする。

5 委託手続き

- (1) 委託を受けようとする団体は、実施申請書(様式1)及び計画書(様式2)を県教育委員会教育長(以下「県」とする。)に提出する。
- (2) 実施申請書及び計画書の提出期間は平成28年4月18日(月)から平成28年5月31日(火)までとする。また、提出先は県教育庁生涯学習課とし、その方法は持参、郵送または電子メールのいずれかの方法とする。

なお、追加募集期間は平成28年7月1日(金)から平成28年7月15日(金)までとする。

提出先：青森県教育庁生涯学習課(北棟8階)
住所：〒030-8540 青森市新町二丁目3-1
電話：017-734-9888 FAX：017-734-8272
電子メール：E-SHOGAI@pref.aomori.lg.jp

- (3) 県は、前項により提出された計画書等の内容に基づいて審査を行い、事業内容が適切であると認めた団体に対し、委託決定を行う。
- (4) 県は、上記団体に対する委託決定通知を行い、事業を委託する。
- (5) 委託決定通知を受けた団体は、予算書(様式3)を県に提出する。

6 事業成果の報告

- (1) 11月30日(水)で委託期間が終了する団体は、平成28年12月12日(月)までに、12月31日(土)で委託期間が終了する団体は、平成29年1月13日(金)までに事業実施報告書(様式4)、事業実施報告(様式5)及び決算書(様式6)を県に提出するものとする。
- (2) 事業によって得られた成果については、平成29年1月28日(土)に開催する「平成28年度地域の未来応援フォーラム」で発表するものとし、あわせて県が平成28年度に作成する事業報告書等により公表するものとする。

7 委託費

- (1) 県は、予算の範囲内で事業実施に要する経費(報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料)を委託費として支出する。
- (2) 委託費は1団体あたり15万円を上限とする。
- (3) 委託費は、概算払請求書(様式7)によって請求するものとし、支払方法は概算払いとする。
- (4) 県は、上記6に基づき提出された実施報告及び決算書について、検査及び必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体に対して通知するものとする。
また、上記の確定額は、事業に要した実支出額と概算払額のいずれか低い額とし、差額は精算する。
- (5) 県は、団体が委託要項等に違反したとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めたときは、委託の解除や委託費の全額又は一部について返還を命じることができる。

8 事業内容の変更等

- (1) 団体が、本事業の事業内容を変更する場合、又は上記6の(1)にある所要経費の費目について委託費総額の20%を超えて流用をする場合は、あらかじめ県に事業内容変更申請書(様式8)を提出し承認を受けること。
- (2) 団体の代表及び所在地等の変更を必要とする場合並びに事業の継続が不可能になった場合等は、速やかに県へ連絡し、指示を受けること。

9 再委託

委託事業を第三者に再委託することはできない。

10 書類の保存

各団体は、委託費に係る収入及び支出を明らかにする帳簿を備え、県の請求があったときはいつでも提出できるよう、収入及び支出の事実を明らかにした領収書その他の関係証拠書類とともに、本事業を実施した翌年度から5年間整理保存しておくものとする。

11 モデル事業委託に関する事務

モデル事業委託に関する事務については、県教育庁生涯学習課において行うこととする。

12 モデル事業実施に伴い各団体が取り組むべきこと

- (1) 団体は、県がモデル事業の実践に資するために実施する以下の講座等に必ず参加することとする。
 - ①ファシリテーション能力の向上に係る講座
実施予定日：平成28年7月16日（土） 会場：県総合社会教育センター
 - ②地域づくり先進地への視察・交流会
実施予定日：平成28年9月10日（土） 場所：十和田市
平成28年11月5日（土） 場所：岩手県盛岡市
- (2) 団体は、上記以外のモデル事業の実践に資する講座等にも努めて参加すること。
- (3) これらの講座の参加に要する経費については、委託費からの支出はできないこととする。

13 その他

- (1) 県は、団体における事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めるものとする。
- (2) 県は、本事業の実施に当たり、直接または団体が所在する地域を所管する教育事務所の社会教育担当者を通じ、団体に対して助言を行うとともに、モデル事業の効果的な運営を図るために協力するものとする。
- (3) 県は、必要に応じ、本事業の実施状況及び経理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 団体は、本事業の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。また、事業の実施によって入手した個人情報について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。
- (5) 委託事業の実施に関して生じた損害は、団体の負担とする。ただし、団体の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。
- (6) 団体は、委託業務の実施にあたり故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。
- (7) この要項に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は県が別に定める。

附 則

この要項は、平成28年4月12日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年7月1日から施行する。